

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent and reliable data collection processes to support informed decision-making.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and reporting, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and integration. It provides strategies to overcome these challenges and ensure the integrity and availability of data.

5. The fifth part of the document discusses the importance of data governance and the establishment of clear policies and procedures. It emphasizes the need for a strong data governance framework to ensure compliance with regulatory requirements and industry best practices.

6. The sixth part of the document explores the role of data in driving innovation and growth. It highlights how data-driven insights can identify new opportunities, optimize processes, and create competitive advantages for the organization.

7. The seventh part of the document discusses the importance of data literacy and training for all employees. It emphasizes that having a data-driven culture requires that all staff members understand how to use data effectively in their work.

8. The eighth part of the document concludes by summarizing the key points and reiterating the importance of a data-driven approach. It encourages the organization to continue to invest in data management and analysis to achieve long-term success.

9. The ninth part of the document provides a list of references and resources for further reading. It includes books, articles, and online resources that provide additional insights into data management and analysis.

10. The tenth part of the document is a conclusion that summarizes the overall findings and recommendations. It emphasizes the need for a continuous and iterative process of data management and analysis to stay relevant in a rapidly changing business environment.

11. The eleventh part of the document discusses the importance of data security and privacy. It highlights the need for robust security measures to protect sensitive data from unauthorized access and breaches.

12. The twelfth part of the document explores the role of data in customer relationship management (CRM). It discusses how data can be used to understand customer behavior, personalize marketing efforts, and improve customer service.

13. The thirteenth part of the document discusses the importance of data in supply chain management. It highlights how data can be used to optimize inventory levels, reduce costs, and improve delivery times.

14. The fourteenth part of the document discusses the role of data in human resources management. It highlights how data can be used to identify talent, improve recruitment processes, and enhance employee performance.

15. The fifteenth part of the document discusses the importance of data in financial management. It highlights how data can be used to analyze financial performance, identify trends, and make informed investment decisions.

16. The sixteenth part of the document discusses the role of data in project management. It highlights how data can be used to track project progress, identify risks, and ensure timely completion of projects.

17. The seventeenth part of the document discusses the importance of data in risk management. It highlights how data can be used to identify potential risks, assess their impact, and develop effective mitigation strategies.

18. The eighteenth part of the document discusses the role of data in strategic planning. It highlights how data can be used to inform the development of long-term business strategies and track progress against key performance indicators.

19. The nineteenth part of the document discusses the importance of data in innovation. It highlights how data can be used to identify new market opportunities, develop new products, and improve existing ones.

20. The twentieth part of the document is a final conclusion that summarizes the overall findings and recommendations. It emphasizes the need for a data-driven culture and continuous investment in data management and analysis to achieve long-term success.

越後南部農村の頼母子講と農業経営

松 永 靖 夫

一、はじめに

村の中で農業経営を続けるためには、田畑を確保し村境を守り、治水灌漑に努め、林野を確保し、日常生活の秩序を保ち、貢租納入などで領主支配に対応しなければならぬ。そのためには、各家の協力和団結と村による規制が必須である。しかし農業経営を守る個々の経営者の意志には、本質的に相反発し合う面も多い。

各家は、山林原野・屋敷地の境界問題で狭い村内で争いが絶えない。また収穫の安全を求めて各家は村内に耕地を分散することが多いが、その結果用水の配分、肥料となる畦畔の草の取り方、耕地の境界などをめぐり、とくに集約的技術が進むにつれ、本家分家間や隣家同志数代も争いが続くことはごく普通のことである。各家では、隣家が豊かになるような行為は、家族に対して禁じていた。

限りある自家労働力や資材は、できるだけ自家の経営のためにだけ有効に使いたいというのは、小農経営者の共通

の願いである。魚沼郡青島村(小出町)は、魚野川の氾濫に悩み、近世を通じて割地を実施し村の団結が強かったが、天明八年三月の村極めによれば、村人は私用や虚病を理由に会合を欠席し、諸普請の人足や諸品の割当にも集まりが悪かった。普請の際に、集まりが悪い、老人や子供を出す、と嘆く村はしばしばある。

さらにまた農業経営を守って行くには、積極的な村外との交流が不可欠であった。婚姻により家族員を補充し、農業技術の情報を求め、農具・金肥・衣料などを購入し、農産物を販売し農外余業で現金収入を得る、近隣の催しや祭礼に参加し労働力の再生に役立てるなどのことは、必要不可欠のことであった。

以上のことを総合的に考察することにより、近世の村と農業経営との関係、あるいは近世の農業経営を成立せしめる諸要因を再検討してみたいと思ひ、本稿ではまず村の枠を越えて農業経営を支えている一例として頼母子を取り上げてみた。

頼母子は、寺社・商人・藩などの主催のものがあるが、ここでは農業経営との関係を見るために農民対象のものを取り上げた。また萱頼母子・膳腕頼母子などもあるが、史料不足なので取り上げなかった。農民の米金貸借は、土地質入・書入・頼母子・無担保貸借・小作や分家への無証文融通などがあるが、ここでは頼母子にのみ限定した。

対象地域は越後国頸城・魚沼両郡である。残存する農村頼母子文書は、上層農民関係が多く下層農民に関わるものが少ない。また当該地域農村の近世頼母子がいかなる経路で普及したのか、中世との関係はどうなっているのかについては、いまだ史料の発見ができなかった。これらについては今後の史料収集に期したい。

二、近世頼母子の構造と地域性

①頼母子の普及

頼母子の基本形式はすでに中世に完成していたといわれる。その形式は講員が定期的に一定の掛金を出し合い、会ごとに寄金を圖などで受取り会員が一わたり寄金を受取ると満会となる。寄金受取人の掛金(返金)に利子を付すことも行われ、また終会まで確実に掛金を履行させるために、担保を取ることも行われていた。また、相互救済の共同出資の頼母子と質営業の無尽銭の混同も早くから行われ、また仏堂の講の組織が頼母子という金融手段を利用したために頼母子講と呼ばれるにも至ったという。そのため一八世紀後半以後の当該地域農村での名称は、「宿無尽」「頼母子講」「黒井村本敬寺金壹分講」「月寄講」「六親講」「四親講」「志議」などと多様であり、名称が同種であっても味が同形式とは限らず、名称でその内容は判別できない状態である。本稿では、明治以後の無尽会社と区別し近世農村の頼母子無尽を扱うために、頼母子に統一する。

近世越後農村への頼母子の普及は、伊勢講など社寺参詣との関わりも重要な契機であるが、本稿の主題ではないのでここではそれに触れない。農村における頼母子は、その始まりは村を構成する一軒前の戸主全員の相互扶助機関として契約された保険的無尽講がその始まりであるといわれる。萱屋根葺替えや家普請を相互に援助し合う萱無尽や家作講もその一種といわれる。⁽⁴⁾ 魚沼郡山谷村に宝永二年に一点頼母子文書があるが、その仕組は分からない。当地域では、萱頼母子や膳椀頼母子などが近世中後期にもあり、発見される最も古い享保期の頼母子は単純な構成であることから、やはり同様に契約講のものが始まりであったと思うが、まだ史料の発見をみない。

三島郡片貝村(小千谷市) 庄屋太刀川喜右衛門の「やせかまど」⁽⁵⁾によれば、昔は頼母子は当地にはたまにしかなか

表一 酒井家の頼母子関係文書数

年 号	年代	文書数
宝永 2	1705	1
宝暦11~明和 7	1761~1770	1
明和 8~安永 9	1771~1780	3
天明 1~寛政 2	1781~1790	5
寛政 3~寛政12	1791~1800	6
享和 1~文化 7	1801~1810	40
文化 8~文政 3	1811~1820	58
文政 4~天保 1	1821~1830	30
天保 2~天保11	1831~1840	7
天保12~嘉永 3	1841~1850	11
嘉永 4~万延 1	1851~1860	4
文久 1~慶応 3	1861~1867	1
年不詳		4
合計		171

「個人の窮状」或いは「個人の金銭需要」に応じるためのものであり、森氏の「頼まれ無尽」に当るものであるが、村内のみによつて結成された頼母子の史料は当地域にはない。現存史料は、享保期からすでに複数の他村からの参加者を得て結成されたものである。

② 頼母子の構造

頸城・魚沼両郡の農村頼母子史料は、例外なく金銭を必要とする人物を親とする有親頼母子である。「やせかまじ」によれば、頼母子に親(宿)頼母子と連子頼母子の二種類があるという。親頼母子は、金の必要な人が親となつて一軒前いくらと掛金を定め、親類知人などから講員を集め、資産のあるものは二軒前も三軒前も加入し、初会の掛金は全部親に与え、二回目から鬮を抽いて当つたものが集まつた掛金を受取る。親は二回目からは会の賄代を負担し、掛

つたが、寛政初年ころから流行し出した、文化六、八年ころにはどこにでもあるようになったという。

実際当地域で現在発見される頼母子関係史料は享保ころから出現し、以後少しずつ増加し天明・寛政期ごろから急増する。第一表の酒井家のように文化文政期からは多数残存している。

森嘉兵衛氏は、東北地方の近世の村落共同体において最も一般的な無尽(頼母子)は、「頼まれ無尽」と称せられるもので、村落内の困窮者を村落内の全体或は有志によつて頼母子方式で救済するものであるという。⁽⁶⁾ 当地方の頼母子も、ほとんどが

金は出さない。

連子頼母子。これは、金の必要な四、五人或いは六、七人が、「われわれの経済状態がよくないので頼母子興行をしたいが、親類たちを何人か連れてそちらへ参加するから何番の取金を私たちが預かりたい」と持ちかける。こうして連子親達が集めた総講師が掛金を寄せるが、初会は連子を最も多く集めた親が寄金を取り、二回以後は、集めた連子口数（軒数）の多い順に寄金を取る。親達が一通り、取ったあとは連子が取っていく、とのべている。頸城地方では、この型を連子親の数で四親講・六親講などと呼んでいる。

近世両郡の農村頼母子は、右両型か両型の折衷型を基本とし、そのときの事情により工夫を加えている。両郡とも初めは簡単な形式だった。

頸城郡では、享保六年九月本誓寺（上越市）は、田中村（吉川町）八木善六に対して、頼母子講掛金として新金五両預かったが、本年から九年間興行をして圖当り次第返済する、もし滞ったら「御開山様の一幅」を渡すと約束して、同宗派八寺院が保証人となっている。同年天林寺村（吉川町）彦右衛門は八木瀬助から頼母子掛金一両受取ったが、三年以内に返済することを約束した。享保七年九月高橋又兵衛は宗右衛門（住所不明）を請人として、田中村善六宛に、頼母子掛金新金一両を受取り八年後享保十五年春までに返済を約束した。これらは親の困窮に対して親戚・知人や檀徒が救済のために集まり総掛金を与え、次回からは抽圖で寄金を受取り全員が受取ったところで満会としたものである。寄金受取人が利息を払ったか、或いは担保を入れたかについては不明であるが、証文が非常に簡単であり、親が檀那寺関係であったり近隣村民で金額が小さかったことを考えると利息や担保などはなく、「一幅」も渡されず、この三通は満会に至らず掛捨てのような形になり文書が残ったものであろう。

魚沼郡の例では、享保七年小出島村井口新左衛門親頼母子は親とも一人が集まり、一〇人が一両ずつ掛け初会は

親へ一〇両与える。二番講以後は年一回で同じく一〇両を鬮当人に与える。ただ二番以後は鬮当人はつぎの講会から掛金と利息一分二朱ずつ返し、親は毎回講会の賄いをするので返金はしない。三番講以後の鬮当人は十両の他に利息も取る。回を重ねるごとに鬮当人の取金は多くなる。(小出町 西井口家文書)

講の構成はまだ簡単であるが、村落の規制の厳しい魚沼郡の方がすでに規則をや、整備している。簡単であった頼母子の構成が、一八世紀後半以後頼母子がさかんになるとともに、地域の農業経営の状態や生産力および商業経済の発達状況により複雑な変化をした。

魚沼郡の頼母子の構造の特色を示すものとして朴木沢新田(中里村)文政三年五月久左衛門始頼母子をあげる。極証文の一部を左に示す。

頼母子講中極証文之事

一、此度朴木沢新田久左衛門内證不如意ニ付老人前金壹分懸ケ之頼母志相始候ニ付各連中ニ加入いたし惣人数三拾四人持寄金八両貳分久左衛門江相渡助情致遣自今講中左之通議定致置候事

(中略)

一惣金八両貳分連中三拾四人持寄金

内金貳両貳朱 四分壹匁金

残金六両壹分貳朱

内訳 金貳朱 宿 金壹分之外 講盛料として宿取分

金六両壹分 当番正取金

親が「内證不如意二付」それを救済するために結ばれた頼母子である。この極証文および掛金返金等を二表に示した。一人一会一分掛で年二会、三四会一八年で満会となる長い頼母子である。「共済的な場合は依頼者の要求額を供済する人数で割り、依頼者の年賦能力によって全期間及び一カ年の会数を決定する」のが普通であつた。この頼母子は掛金が小さく長期にわたり、小経営を講員に組み、少しまとまった金を手に入れるに適した構造であつた。

講は、親(宿)の他に三四人が集まる。実は親も三四人の中にもう一人前入っている。初講は三四人が掛金を一分ずつ持ち寄り金額八兩二分を親に与える。第二回講では、八兩二分から四分の一を^{はね}金(利息)として天引きして、残り六兩一分二朱になるように掛金をもちよる。利子分天引きのこの方式を、この地方では引取り頼母子とよぶ。集まった掛金から二朱を会席の飲食費として親に払う。親は、自分の返金分一分とこの二朱で毎会の賄をおこなう。したがって親は講に対して金銭の形での返金はしない。第二会以後寄金引取人(鬮当人)は、六兩一分ずつ受取る。

第二会以後、寄金引取人は次会から毎会一分ずつ返金する。二会以後は、掛金返金の寄金は六兩一分二朱しか必要ないのに、引取人達は利息分を加えた満額を返金するので、まだ鬮に当たっていない講員の掛金は、表二の左から二番目の欄にあるように会を追うごとに減少する。五会以後は、引取人に与える金額を増額するが、二八会以後は掛返金だけで六兩一分二朱よりも多くなる。二九会以後は、まだ鬮に当たっていない人は、掛金を出さずに寄金を引取る。

この頼母子は、親頼母子であると同時に連子頼母子の形で講員を集めてあり、初会から五会までは、親と連子親で寄金引取順番が決まっています、それぞれの連子組の中でも順番が決まっていた。講員の中で緊急に金が必要な者は、講に礼金を払えば順番を飛び越すことが出来た。連子親に誘われて一人前か半人前入ったものは、後半か満会近くに寄金を得ることになる。最終会引取人は、掛金合計二兩二分三朱銀一・二九匁を払って一八年後に八兩二朱を得る。小金を若干稼げる小農にとつては、初会の掛金一分さえ払えれば、あとは掛金は急速に減少していく長期安定定期預

表二 文政3年魚沼郡孫木沢新田(中里村)久左衛門親(連子)頼母子 年2回

会	未團当 人掛金	掛人数	團当人 返金合計		掛金合計		團当人 取金 (8回2分親へ)	刺金	講盛料 宿(親)へ
			返金 人数	返金 合計	掛金 人数	掛金 合計			
1	1分 銀	34人	0	1分	0	6回2分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
2	2朱3.75匁	33	1	2朱	1	6回1分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
3	2朱3.64	32	2	2朱0.12匁	2	6回1分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
4	2 3.52	33	3	2朱0.14匁	2	6回1分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
5	2 2.39	31	5	2 0.09	3	6回1分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
6	2 3.29	29	5	2 2 12	4	6回1分2朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
7	2 3.25	30	5	1 2 12	5	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
8	2 3.1	30	4	3 0.55	6	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
9	2 2.95	27	4	3 0.9	7	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
10	2 2.78	26	4	2 3 1.03	8	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
11	2 2.6	25	4	1 3 1.25	9	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
12	2 2.4	24	4	3 3 1.35	10	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
13	2 2.19	23	3	3 3 1.62	11	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
14	2 1.96	22	3	3 1 1.87	12	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
15	2 1.7	21	3	3 3 1.95	13	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
16	2 1.43	20	2	3 3朱2.35匁	14	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
17	2 1.13	19	2	2 3 1.72	15	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
18	2 0.79	18	2	2 1 3 2.97	16	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
19	2 0.42	17	2	2 3 3.39	17	6回1分3朱	6回1分以下同じ	2朱以下同じ	
20	2朱	16	2	2 1 0.75	18	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
21	7.3	15	3	1 0.75	19	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
22	6.5	14	1	1 1	20	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
23	5.89	13	1	1 1.57	21	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
24	5.19	12	1	1 2.28	22	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
25	4.38	11	3	3 1.8	23	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
26	3.41	10	2	1朱0.35匁	24	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
27	2.25	9	1	1 1.50	25	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
28	0.83	8	1	1 2.89	26	6回2分2朱	6回2分以下同じ	2朱以下同じ	
29	掛金なし	7	0	0	27	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
30		(7)	0	0	28	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
31		(6)	0	0	29	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
32		(5)	0	0	30	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
33		(4)	0	0	31	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
34		(3)	0	0	32	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
35		(2)	0	0	33	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	
		(1)	0	0	33	6回3分	6回3分以下同じ	2朱以下同じ	

(中里村 古高野平家文書)

金である。一方第二会の寄金引取人は、六両一分を得て満会までに八両一分払うことになる。金利相場が年一五パーセント程のときに、わずか年平均約一・八パーセントの長期低利借入金金を借りたことになる。

ここは信濃川の両岸に発達した河岸段丘を浸蝕した沢や扇状地に耕地が開かれ、割地制も実施されている。豪雪地で一般に所有面積も経営規模も小さく、とくに現中里村は所有面積が小さく大地主は成立せず(三表)、米大豆等の他には縮織りが現金収入源であった。小規模経営が多い地域で、経営資金を貯えたり、まとまった金が必要なときに適した構造の頼母子であった。

文政八年桂村(中里村) 利助宿頼母子は、さらに小経営から小金を集め易い構造になっている。これは四〇人前で一人前一分掛けで年二会で総寄金が一〇両、九人の連子親が連子を集めて二一年目に終講となる。二会目からは刻金つまり天引き利率が三五パーセントと高く、寄金は七両二朱しかなく、そのうち宿に賄代補助を一分二朱払うので、引取人取金はわずか六両三分である。引取人は次会から一分ずつ返金するので三一回からは掛金なしになる。一般の連子が圖に当るのは十会以後になるが、連子親の中には二人前加入しているものが三人あり、礼金を払って随時順番をあげる契約をしているものが三人ある。最終会の引取人は、合計三両二分二朱を払込み二一年後に九両一分二朱を獲得する。

魚沼郡の頼母子は小規模なものだけではない。現十日町市の西部は若干耕地も広く中里地域よりも大高持がいた(三表)。文化三年山谷村(十日町市) 酒井内蔵助発起頼母子は年一回二〇両掛三三年満期、初会寄金六六〇両という大きなもので、郡内の富裕な庄屋大肝煎などが参加した。魚沼郡では大きな頼母子であっても、第二表と同じく引取り方式で、引取人返金額は最終会まで二〇両ずつで、掛金額は会ごとに減り二六会からは掛金無しになり、最後まで規則を崩さないのが特色である。

表三 魚沼郡妻有地方の持高階層別家数の一例

	上山村 (西組のみ) (中里村)	如来寺村 (西組のみ) (中里村)	北鎧坂村 (十日町市)	南鎧坂村 (十日町市)	山谷村 (十日町市)
	嘉永5年 (1852)	嘉永5年 (1852)	慶応4年 (1868)	文久1年 (1861)	安政治6年 (1859)
70石未満 50石以上	軒	軒	軒	軒	1軒
50石未満 20石以上			1		
20石未満 10石以上	1		3	1	2
10石未満 5石以上	5	1	6	1	5
5石未満 1石以上	26	13	21	15	20
1石未満 0.5石以上) 4) 5	4	11	4
0.5石未満			48	66	59
高持合計	36	19	83	94	91
無高	?	?	0	7	4
村外地主	?	?	?	47	5
村高	(154.709) (宝暦6年全村)	(130.243) (宝暦6年全村)	263.082石	251.419石	203.247石
村内持高 村外持高			169.852	147.866	186.023
			93.230	103.553	7.224

中里村は中里村史編纂室、十日町市は十日町市史編纂室収集文書による

これに対して、頸城郡農村には引取り型はあまりなく、返金には利子を付けて返した。

文化四年赤沢村(吉川町)茂右衛門宿頼母子一兩掛二人前年二会。初会は全額親に与える。親は次会から講ごとに一兩と利息二朱小二朱を返す。二会からの鬮引取人も次会以後一兩と利息二朱小二朱を返す。引取人は寄金の内からその会の宿経費二分を払う。利息は大体寄金に加えて引取人に与え、残りはまだ引取っていないものに分けたらしい。

寄金引取人は基本の二一兩を取ることは変らないが、利息分についてはせりが行われた

表四 ①享和2年頸城郡田中村(吉川町)小三郎一分講 年2回

会	人数	総寄金	返金者利子			利子 取人数	一人当り
			一人	払人数	合計		
1	20人	5両					
2	〃	〃	5匁	1人	5匁	19人	0.26匁
3	〃	〃	〃	2	10	18	0.55
4	〃	〃	〃	3	15	17	0.88
5	〃	〃	〃	4	20	16	1.25
6	〃	〃	〃	5	25	15	1.66
7	〃	〃	〃	6	30	14	2.14
8	〃	〃	〃	7	35	13	2.69
9	〃	〃	〃	8	40	18	3.33
10	〃	〃	〃	9	45	11	4.09
11	〃	〃	〃	10	50	10	5.
12	〃	〃	〃	11	55	9	6.11
13	〃	〃	〃	12	60	8	7.5
14	〃	〃	〃	13	65	7	9.28
15	〃	〃	〃	14	70	6	11.66
16	〃	〃	〃	15	75	5	15.
17	〃	〃	〃	16	80	4	20.
18	〃	〃	〃	17	85	3	28.33
19	〃	〃	〃	18	90	2	45.
20	〃	〃	〃	19	95	1	90.

らしく、会ごとに多少がある。緊急の資金需要者が安くせり落としたのかも知れない。頸城郡の場合は、資金需要者があるたびに仕組みを変えて応じる傾向があった。

四表①②は田中村小三郎一分講である。寄金五両を得たものは、次会から掛金一分と利息五匁を払う。集まった利

息はまだ寄金を引取らない講員が分配する。後から寄金を引取るものが利得が非常に大きくなる。この頼母子の特色は講員の要求によつて二倍掛、三倍掛、があることである。表四の②で、一・二・七会がそれである。七会の場合講員が二分ずつ掛けるので倍額の一〇両が集まる。この引取人は、先会までの引取人六人に一分ずつ追加払いをし、次会から二人前つまり二分と一〇匁ずつ掛返す。小経営者が一分という金を年二回掛け続けると利得が得られるとともに、緊急に資金を得たいものが多く得られるように工夫されている。

文政九年頸城郡土尻村(吉川町)長谷川源吉親頼母子を五表に示した。一〇両掛一

表四 ②享和2年頸城郡田中村(吉川町)小三郎一分講 年2回

会	人数	総寄金	返金者利子			取人数	一人 当り
			一人 5匁	払人数 のべ 人	合計		
1	20人	*10両					
2	〃	*10両1分	〃	2	10匁	19	0.52
3	〃	5 2	〃	4	20	18	1.11
4	〃	5 2	〃	5	25	17	1.47
5	〃	5 2	〃	6	30	16	1.87
6	〃	5 2	〃	7	35	15	2.33
7	〃	*10 2	〃	8	40	14	2.85
8	〃	5 3	〃	10	50	13	3.84
9	〃	5 3	〃	11	55	12	4.58
10	〃	5 3	〃	12	60	11	5.45
11	〃	5 3	〃	13	65	10	6.5
12	〃	5 3	〃	14	70	9	7.77
13	〃	5 3	〃	15	75	8	9.37
14	〃	5 3	〃	16	80	7	11.42
15	〃	5 3	〃	17	85	6	14.16
16	〃	5 3	〃	18	90	5	18.
17	〃	5 3	〃	19	95	4	23.75
18	〃	5 3	〃	20	100	3	33.33
19	〃	5 3	〃	21	105	2	52.5
20	〃	5 3	〃	22	110	* 1	110.

(吉川町 善徳寺文書)

る頸城郡としては珍しい型である。しかし第九会からは鬮金手取金を一〇九両に増額し、刎金を減らし、また七会から積金を四両に減らし宿賄代を一〇両に増額している。割返金二二両を講中が預かっていたが、積立金残高の中から二二両を親に払った。こうしたことは、天保凶作期になり物価高などに対して臨機応変に対処したものである。

六人前で寄金一六〇両、それを鬮金手取金一一二両、割返金(取残り講員への割戻金)三五両、宿賄代四両、積金一〇両に分けた。結局初会分全額は親に与えるのであるが、途中での変更を考慮して費目に分けたのである。割戻金三五両はその中一四両は初会で親に与えたが、二二両は講員一五人が預かって終講で与えることにしていた。誠実な運営をするかどうかを見る形にしたのであろう。二会目からは、鬮金手取金は一〇六両に減らし、割返金三五両の他に刎金五両を設け、講員に利息を天引きさせ

表五 文政9年頸城郡土尻村(吉川町)長谷川源吉親頼母子年1回

会	人数	講寄金 掛け金	惣金	蘭 手取金	割返金			受人数	一人当り	賄代		積金	
					割返金	利息	合計			宿へ	各回	元利残額	借入数
1	16人	10両	160両	111両	35両	5両	35両	宿へ	35両親へ	4両	10両親へ	永10貫	
2	16	10	160	106	35	5	40	14人	永2貫857文	4	10	永20貫	7858文
3	16	10	160	106	35	5	40	3	076	4	10		1人
4	16	10	160	106	35	5	40	12	3333文	4	10	32	211.9
5	16	10	160	106	35	5	40	11	636.4	4	10	44	65.6
6	16	10	160	106	35	5	40	10	003.	4	10	57	80.6
7	16	10	160	106	35	5	40	9	444.4	4	4	21両親	37.6
8	16	10	160	106	35	5	40	7	5	4	4	46.	412
9	16	10	160	*109	35	*2	*37	7	285.7	10	4	61.	175.8
10	16	10	160	109	35	2	37	6	166.7	10	4	67.	673.8
11	16	(10)	160	109	35	2	37)	5	(7 400.)	10	4	79.	444.
12	16	(10)	160	109	35	2	37)	4	(9 250.)	10	4	89.	005.1
13	16	(10)	160	109	35	2	37)	3	(12 333.)	10	4	99.	235.4
14	16	(10)	160	109	35	2	37)	2	(18 500.)	10	4	113.	07.6
15	16	(10)	160	109	35	2	37)	1	(37 000.)	10	4	?	
16	16	(10)	160	109	35	2	37)	1	全員か	10	4	?	

天保10年の11番以後、寄金蘭金割返金の記載がない。積金も14番講での取り立て見込みまでしか記していない、他帳に移したようである。

(吉川町長谷川家文書)

表六 頸城郡北部の持高階層別家数の一例

	六万部組15村 (吉川町)		土尻村 (吉川町)	
	文化14年 (1817)	安政5年 (1858)	寛政1年 (1789)	文政9年 (1826)
100石以上	1軒	軒	軒	軒
100未満70石以上				1
70石未満50石以上		2		
50石未満40石以上	2	1		
40石未満30石以上	3	3	1	
30石未満20石以上	5	7		
20石未満10石以上	18	20	2	
10石未満5石以上	29	30	5	2
5石未満3石以上	26	25	3	2
3石未満1石以上	38	34	4	1
1石未満	9	12		
無高	192	198	22	29
家数合計 (村内)	323	332	37	35
村外地主	(延べ) 75	(延べ) 77	12	15
村高	2141.931石?	2141.931石	269.055石	270.061石
┌ 村内持高			125.36287	98.59628
└ 村外持高			143.9213	171.46472

六万部組の村外地主は、各村ごとに人数を出してあるので、同一人が何か村にも名前が出てくることがある。

またこの頼母子は一一会以後は、寄金圖金割返金の記載がなく、積金も一四会での取立て見込みまでしかない。清算して満会にした可能性もある。

頸城郡では掛金は最後まで同額で、返金は利息をつけて払うのが普通で、このように利息引取方式は珍しい。また頸城郡では資金を必要とするもののために頼母子方式を途中で変えることもしばしばであり、最後まで規則を変えないで講中に対して安全保証を第一とする魚沼郡と異なる。頸城郡平野部の方が生産力が安定し、六表に平均的な例を示したが、富裕な地主や自作農が多く彼等の資金需要に応じること頼母子の比重が置かれていたためであろう。

③ 頼母子の継続

近世の農民は、自己の家産・家業を守り、家を相続していくことが至上観念であった。その観念は、小農経営の自立が進む十七世紀末頃から生じ、近世中期以降商品経済が農村に浸透し、家の没落の危機と隆盛の機会がともに増大するとともに強まる。⁽⁸⁾

安永六年（一七七七）七月高山村（十日町市）庄左衛門は、家の経済状態が悪くなったので頼母子連中から外してもらった。これまで「御連中之内取当り」の人達から、合計三両二分余を残らず返済してもらった。請取証の宛名は親ではなく、講に参加していた富裕な山谷村酒井であった。管見では魚沼郡には他に例を見ないので、酒井が保証した特例だったと考えられる。家の維持隆盛を願う頼母子に加入して蓄財するには、家の存続を前提とした頼母子の長期継続が必要である。魚沼郡ではこうした観念が早く確立され、富裕な農民の保証などでそれが可能となった。

天保八年十二月土倉新田（中里村）由右衛門が、加入している頼母子を担保にして二両を借りた。その借用証の文言には、由右衛門の家が絶えても（倉下村吉左衛門頼母子何ヶ年過候而も興行有之、取当之節取金之内ニ而借用之金子其元江金式両相定メ通り無相違其節相済可申候）吉左衛門頼母子興行は続くので、取当りになったら返金する、とある。頼母子は相互の協力により必ず満会まで続くという信頼が一般的に成立していた。

明和七年十二月頸城郡柿崎村甚兵衛は梶村伝十郎から一〇両借りた。返済は、梶村作右衛門頼母子で「圖相当り次第二元利共返済」としている。万一本人が病死しても、請人が加判して、「其上会所作右衛門請印形仕候へバ、右頼母子惣懸金之内ニ而元利差引勘定可申候」といっている（吉川町 大滝家文書）。講を結んだからには、その世話をする親は講の運営に当る「会所」として満会まで存続できるものと考えていたのである。

室島村（川西町）林之助は角出村留右衛門始頼母子の圖取金三〇両を酒井家分家般若左衛門へ預け、毎年酒井分家

が講へ利息分を掛返金として払うことにした。経済力のない林之助が頼母子一人前を講の了解の上で譲渡したのである。文化五年残り九年になったので、林之助は残り九年分の掛返金を一括して酒井分家に払って証文を取り返すので、自分が預けた取金三〇両の中の一〇両を返してくれと要求した。講側は「金は終講まで講のものである」として返還を拒否した。講は、酒井分家と講を結成した訳であり、引取り頼母子では取金をまだ取っていないものは掛金が会ごとに通減するので、途中で分解すると頼母子の構成が崩れてしまう。酒井分家に預けた金は、講と分家双方の信用で預けたものであることを示したものである。

弘化四年五月上直海・竹直両村(吉川町)は用水訴訟で多分の借財が嵩んだので、去年角取村吉郎右衛門が始めた一〇両掛頼母子に馬正面村(柿崎町)兼帯庄屋美右衛門が一人前加入しているのを貰い受けて、鬮金八七両を受取り借金を返済した。頼母子連中へは美右衛門が持高を書人に出し、両村から美右衛門へ質地を出して金を借りる形にした。頼母子は、既成の社会的関係を基にして結ぶものである。この講にとって美右衛門は欠かせない存在であったので、一軒前を買取らず金を美右衛門から借りる形にしたのである。

講会を開くことを、頸城郡では講会・講席・講興行などと呼び、魚沼郡では講盛・等盛・頭盛、講を盛るなどと呼んでいる。「懸返金共ニ遲滞之儀有之候ハ、連中一同講席不引取嚴重ニ宰判取立可申、勿論返金之もの右之節勝手俣ニ講席引払候儀決而致間敷」(中里村 山本茂穂家)と会については、このように掛金・返金を厳しく定めた頼母子極証文が多いのは、経済的事情などによって掛金返金が滞ることがしばしばあったためであろう。

講の会では、酒食を供するのが普通であった。かなり遠距離からの参加者があったので、早朝に集まって午前中に金銭勘定を済ませて昼食を楽しむのが一般的であった。

「馳走かましき儀はいたさず昼飯手軽」(文化八年桂村一分掛)、「昼飯手軽ニ相賄可申」(文政三年朴木沢新田一分懸)。

「昼飯一飯之時雜事」(文化四年赤沢村一両掛)などと定めている。万延二年魚沼郡枯木又村(十日町市)弥治兵衛二分掛六二人の頼母子は、親が火災復旧普請のために頼母子を始めたので宿が出来ず、宿を講中で順番に引受けることにしたため、賄いの内容も定めた。六二人分の講盛料は二両二分で、「講盛之義者落着立羽無之喰前ニ吸物仕、濁酒五盃龜飯二汁芘菜ニ而賄、講席膳前ニ金子番親取立相揃鬮取可致」(春川家 文書)とある。酒は本格的に醸造したものでなく、自家製の濁酒で、その他は自分の家で作った料理でもてなした。この酒食の席が懇親と情報交換の場であり、大切な客寄せの種でもあった。だが大きな頼母子の講席は豪華だったようである。文化三年大肝煎山谷村酒井の頼母子は、魚沼郡内の大肝煎や富裕な庄屋重立など三三人二〇両掛で、酒井家が宿で一会の講盛料が二〇両であった。

金を扱う頼母子講での不正や不風俗は村としても嚴重に対処した。文政十一年五月菅沼村(十日町市)五郎左衛門始頼母子で、親が三番親の連子西枯木又村七郎右衛門に、鬮当金を取らせないなどいいがかりをつけたので、七郎右衛門が庄屋に訴え出た。庄屋の命令で嚴重に調べたところ、「心得違ヲ以不風俗之義ヲ申懸ケ」たことが分かった。博奕か何かに誘って拒否されたものであろう。親五郎左衛門は謝罪して和解したが、村としてはそれだけで許さず、五郎左衛門は講席で掛金返金の外に七郎右衛門に一講に二分ずつ終講まで合計三両渡すという蔽罰が科された。村内で家を守っていくためには、金融についての無用な信用失墜は絶対にあってはならなかった。

三、庶民金融としての頼母子

①資金融資のための頼母子

越後南部農村の頼母子講と農業経営(松永)

7. 資金需要の増大

農村での相互救済的な親頼母子は、講結成の動機は「内證不如意ニ付」といった経済的困難の改善が主かと思われるが、必ずしもそうではないし、また目的を明記しないものも多い。農村への商品経済の浸透が進むとともに、農村生活のいろいろなる場合にまとまった資金需要が高まっていた。⁽¹⁰⁾ 一般の借金の事由にも、「御年貢米金ニ差詰り」や「内證不如意ニ付」の他に、宝暦九年「出火類焼普請」明和七年「縮仕入金」安永六年「惣百姓出入諸夫金」天明元年「商仕入金」天保十三年「伊勢参宮金ニ差詰り」文久二年「渡世糶の元手」などが、縮集荷の在郷町十日町から二キロメートル程離れた山谷村酒井家文書にみえる。

頼母子結成の事由は掲げていないものが多いが、記したものではありません。その他に魚沼郡では「家作被致候ニ付」(明和年間 上新井村)「火災為取繕」(万延二年 枯木又村)、頸城郡では「庫裏再建のため」(寛政十年 田中村)「災難ニ付」(文化四年 赤沢村)などがある。

講員として加入する場合には、事由を書くことはほとんどないが、緊急に資金を必要とするものが、他人の頼母子取金を借用するときには事由が分かることがある。

年貢・村入用。「上納を勤める」(安永五年魚沼郡樽沢村)「諸払方につまり」「午諸役相勤め」(文政五年魚沼郡小原村)、「上納金ニ差つまり」(文久三年頸城郡小沢村)、「郷藏普請手当として」(安政三年頸城郡田中他二村)、「出入諸村用相払申度」(文化十年魚沼郡樽沢村)

普請など。「万一堰大破百姓立統相叶不申時」(文政七年魚沼郡重地村)、「用水訴訟の借財嵩み」(弘化四年魚沼郡上直海・竹直村)、「米倉新田和泉新田御払米買受代金」(文久二年頸城郡米倉新田)

信仰宗教。「弁財天神門相立、将来立替えのため」(天保三年魚沼郡六箇村)、「永代神楽料」(文化十一年魚沼郡上野村)

これらによれば、明和安永以降とくに十九世紀に入つてからは、在郷町市町のみでなく農村でも、土木普請・家作・訴訟・信仰・商工業などで、数両から数十両の金が必要な機会が多くなり、そのため頼母子が利用された⁽¹⁾と考えられる。

イ、取金順番の変更

頼母子は、大勢が小額ずつ持寄りまとまった金額を手にすることが出来、低利で確實であり、しかも返済も容易である。しかし、会期が定まつていて急用の間に合わない。商品貨幣経済の浸透により農村でもまとまった金がすぐに必要なことも多くなつた。魚沼郡では、緊急に金が必要なものは取金順番の変更を認めた。順番を早くして取金を得るときは、講に対して礼金を払う慣例があつた。

文化十四年十月山谷村酒井頼母子で惣人数二三人前の内、堀之内村の九・五人前が来年から早く取金を得ることを申し出たときは、礼金を払つて了承された。順番変更の礼金を頼母子極証文に明記した場合もある。文政三年朴木沢新田久左衛門頼母子では、礼金の額はその時の状況により話し合つて決めると定めている。万延二年枯木又村(十日町市)二分掛年三度六二人前頼母子でも、順番変更の場合は順番買金を二両三分二朱と定めてある。

ウ、廻金・積金

講員の急ぎの資金需要に応じるために設けられた制度が廻金と積金である。魚沼郡では、一たん結成された講の構成は崩さない。とくに中魚沼郡南部の小地主・自作の庄屋重立層を中心とする一分掛講は、相互扶助・長期預金的な性格を強く持っていた。表二の文政三年頼母子では、「且又連中相互内證之貸借等此頼母子ニ差継合勘定等決而仕間敷相定候事」と記して、講中の了解なしに相互に金銭貸借をしないこと、また講員間で掛金返金・取金の貸借・立替等を勝手にしないように求めている。家計・資産の状況については、講員共通の理解を前提とし、あくまで共済的な

運営継続をねらったものである。

一方富裕な農民は、商工業資金、金貸しなどでまとまった資金が必要な場合がある。魚沼郡では、一旦結んだ頼母子を巧みに運用して資金を融通している。その一つは廻し金である。

早い例では、安永五年十二月樽沢村徳十郎は、山谷村市右衛門の鬮当り金を講の承認の上で二両借りて上納を勤めた。返済は、来年五月の二番講の席で元利ともに返済する約束で、書入地はなく「請人加印預り証文」を講連中に差出しただけである。講を結んだ信用にもとづいての短期融資である。この仕方は、文化文政期以後は魚沼郡では「廻し金」として慣行となり、農村の富裕者主催の頼母子構成の中に取り入れられるようになった。文政十年山谷村酒井発起頼母子は、初会の親酒井の取金四三九両は、廻金として講員に貸し出された。期間は一年季で、六人に一〇両から二〇〇両の額で、対象は十日町の富裕農民四人、浦佐(大和町)一、関山(塩沢町)一となっていて年利は八分もし滞ったならば「私持籤取金の内にて返済」で自分の鬮当金が担保である。一年後に回収してまた別の講員に貸す。文政九年山谷村弥兵衛発起頼母子を山谷村酒井が取り受けた。取り金一八九両三步を講員の希望者に貸す。年利八分で年季は一年とは限らないが、利息一五両と永一三〇文は借主から会席へ差出して、酒井のその年の掛金返金分と差引いて酒井の返金の一部とする。一五年目満会るときは一八九両三步は酒井へ返す。

積金は初めから寄金の中の一部を毎回積金として除いて置いて、それを講員の希望者に貸しつける。文政九年山谷村酒井始頼母子は、寄金の中から一九両三朱を当講積金とし、一四両二朱を中屋敷村吉右衛門へ、五両を霜条村清滝寺へ利息年八分で貸した。田地書入はなく、講加入を信用として五年後返済であるが、廻金は取金貸付人が利息を得たのに対して、積金は講から借りるので利息は年々講席で返して講員で分配する。文政二年関山村(塩沢町)彦右衛門が山谷村酒井加入の頼母子積金の内、三三両を一年利息八分で借りた。この時の証文の宛名は「酒井内藤助殿」で

御連中

表七 黒井村（大湯町）本敬寺巻両講、寛政9年11月

掛 金			惣 寄 金 内 訳						
会	人数	1人 当り	惣寄金	鬮金	割返金			宿入り	積金・次 会に鬮取
					総額	人数	一人当り		
1	39人	1両	39両	21両	6両	38人	永157.89文	1両2分	10両2分
2	〃	〃	〃	〃	〃	37	162.16	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃	36	166.66	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃	35	171.42	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃	34	176.47	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃	33	181.81	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃	32	187.5	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃	31	193.54	〃	〃
(中略)									
33	〃	〃	〃	〃	〃	6	1000(1両)	〃	〃
34	〃	〃	〃	〃	〃	5	1200	〃	〃
35	〃	〃	〃	〃	〃	4	1500	〃	〃
36	〃	〃	〃	〃	〃	3	2000(2両)	〃	〃
37	〃	〃	〃	〃	〃	2	3000(3両)	〃	〃
38	〃	〃	〃	〃	〃	1	6000(6両)	〃	〃
39	〃	〃	〃	〃	〃	38	157.89	〃	〃

割返金は最終会には親を除く全員で分ける。

積金は親が一年間預り次会で鬮を抽く。二会以降鬮金（主賃）と積金（次賃）の二つの鬮抽がある。最終会の積金は親が得る。実質的には親は講の継続中積金を得ていることになる。

(吉川町国田善徳寺文書)

ある。積金の借用宛名は、親ではないが講の信用となるような富裕な地主宛のことが多い。

廻金・積金は大きな頼母子の場合が普通だが小さな頼母子にもまれにある。十日町勘兵衛始宿頼母子では、毎年金二兩ずつ積金として残し、連中が順番に預り一年後利子七分で元利共に返すことになっている。

積金は、頸城郡の方が積極的に取組んでいる。文政四年土尻村（五表）の場合、寄金一六〇両の内一〇両を積金として除き、これを講員希望者に利息年七分で貸し利息は講員で分けた。寛政九年黒井村本敬寺講年二会三九人一両掛講は（七表、一〇両二分を積金として除き親が預かり、翌年希望者に鬮を抽かせて貸す。親は毎年一〇両二分を預かり、講は鬮金二一兩

の他に積金一〇兩二分も鬮の対象とする。全員に一わたり一〇兩二分がまわった後は、親は一〇兩二分をそのまま手にする。最終会には積金とその利息の総合計は講員で分ける。最後から二番目に鬮金を取った人が一人当り割返し金が最も多い。鬮金と積金の二種に分けて、親救済と講員の資金需要に応じた方法である。

天保二年頸城郡所山田村(三和村)伴七親の四親講は、四人の親が、本人とも一四人、一三人、一二人、一一人合計五〇人の講連子を集め、一人三兩掛年二会で一会に一五〇兩の寄金を得る。一五〇兩の内、宿入五兩鬮金一〇〇兩積金一五兩、割返金は毎会三〇兩でその時まで鬮に当らなかつた者で分ける。分ける人は一回目は四九人二会目は四人と減つて行く。講会は七会目で終了にして、最終会は掛金と割返金の他にこれまでの積金元利累計額を鬮取残人の人数により分ける。積金の貸付は、個人ではなく連子組ごとに行い、組の自由にまかせた。これは、現在の上越市北半分、三和村頸城村大潟町にわたる大肝煎・庄屋・富裕農民層の資金集めの頼母子であった。(松縄 教一家文書)

エ. 鬮引取金の貸借

資金需要が急に起つてくることがある。このとき既に結成されている講の信用が利用される。今後の鬮引取金を引当にして借金をしたり、他人の引取金を買ったたり、頼母子一人前を売買したりするのである。⁽¹²⁾

借用申金子之事

一、金四兩式分式朱也 但利足年中老割

此引宛深沢村九右衛門頼母子

右者、当亥御上納金ニ差詰り書面之金子儘ニ借用仕候処実正也、然ル上者深沢村九右衛門頼母子老人前加入ニ候間、落鬮之節ハ右金急度返済可仕候、利足之儀八年々無相違御渡可申候、為後日金子借用證文如件

文久三亥年

借用人 小沢村 (返済黒抹)

十二月

加判 佐平次 ㊦
深沢村 九右衛門 ㊦

田中村

八木瀬兵衛殿(吉川町 田中八木家文書)

右は今後の自分鬮当金を引当としてゐる。

嘉永五年十二月田中村(吉川町)は字寺沢新溜普請入用合計永二三貫八一〇文一分を国田善徳寺と田中村八木家から取替えてもらい、金二両掛六親講の「鬮当次第右金急度返済可致」と村役人連中で約束している。

頼母子に加入してゐて鬮取金が当つても、当座必要ない場合に資金を必要とする富裕な地主・商人に預ける場合があった。

寛政十一年中屋敷村(十日町市)五郎右衛門頼母子の五番講に鶴吉村のぬしや(塗師)(高五斗以下小作兼職人)が当つた。ぬしやは取金二〇両を酒井家に預け、酒井は宿と講連中へ書入証文を出した。金は一年後ぬしやに戻つた。

享和元年宝泉寺頼母子で、水口沢村長之助が取金一〇両と掛返金義務を酒井に預けた。長之助は、翌年酒井が一会掛返した後金が必要になり、一〇両と利息を酒井から受け取り、講に家屋敷・土蔵を書入れとして入れ直し、今後は自分で返金することにした。講は途中での書入変更を喜ばないのだが、酒井の信用によつて認めたのである。享和三年十日町村の豊後屋宇源太と山田屋藤三郎が一〇両掛頼母子を始め、文化元年取金一〇〇両を酒井へ預け、毎年その利息一〇両ずつを講へ返金してもらうことにした。

寛政九年十二月頸城郡米山寺村(柿崎町)実直は、かねて批把島村行通寺始二両掛頼母子に半人前加入していたが、急に金が入用になり、国田村善徳寺から当秋までの掛金九両一分全額払ってもらい「頼母子」を売つた。

② 頼母子の参加者

十九世紀になると、頼母子は農村の上層から下層に至るまで広く普及したようである。それを、文化六年ころに書かれた「やせかまど」ではつぎのようにのべている。

「今は引換りて一向の無田・借地の者までも、三十両の連子は容易に出来ることなり。少しかなるの者は五十両位は随分出来易し。村の誰彼と云はるものは、百両とり式百両とりまで興行することにはなりぬ」。無田借地の下層のものまで頼母子興行をするといっている。商品貨幣経済の発達により、これら下層の人達に農外余業の収入が入ったことがその要因である。

近世の農民は信仰その他の目的で講を結成し、その講を守るために規約をつくった。⁽¹³⁾ 頼母子は、親戚・知人・取引相手・信仰など、今まであった関係を基に講を結ぶものである。⁽¹⁴⁾ 農村の頼母子講では結成の要因である相互扶助協力の精神は結成により強化され、講継続の力となる。さらに、ほぼ同様のメンバーの間で、そのときどきの事情で講員を組み変えながらくり返しあるい同時にいくつもの講が結成される。

文化四年頸城郡赤沢村一両掛の場合、宿は大肝煎(村内四〇石余持か)で、他に村内一〇人は雲門寺(天保七年村内五〇石)と重立層九人であるが、そのうち五人は半人前ずつである。他は吉川町・大潟町・柿崎町の二寺院と庄屋重立一四人である。

二表の魚沼郡朴木沢新田の場合、現在の中里村中心に津南町十日町市の一六村の庄屋重立層が参加した。当時割地を実施していた村から、如来寺村三人、小原村一人、重地村三人が参加した。

文政八年桂村一分掛四〇人講は、参加区域は二表の講とほぼ同じだが、半人前・二分五厘前などの小口参加が延べ二七人もあった。この地域は、表三に示すように、重立ちといっても持高一〇石以上のものはほとんどなく、出資で

きる小経営を少しでも多く集めて講を結成した。

明和年間魚沼郡上新井村（十日町市）庄屋が「家普請のため」近村のものを頼み、二二人二両掛頼母子を始めた。枝村樽沢村も加入を求められ長百姓七人で半口加入し、その後残りの百姓で半口加入した。残り百姓達は返金が容易でないというので、取金三三両の内一五両を親に預け利息を掛返金としたが、長百姓の方は掛返金ができず紛争となつた。

天明四年魚沼郡梅沢村（十日町市）儀左衛門は、二年前親が死んで以来家計が窮迫し頼母子の返金が出来ず訴えられ、返滞金は合計三二、三両となりその他に借金もあつた。ところが所有書入田地は八〇束刈（二反歩余）しかなくしかも八〇束刈の田が頼母子五つに書入れとされ、どの証文にも村役印判がなかつた。当時は無高や零細高持で少しでも現金収入のあるものを加入させて資金を集めていたのである。

頸城郡中山村（柿崎町）長蔵は、田中村徳蔵寺頼母子に善徳寺名前で入り、享和元年取金五両一分を得て、講へは善徳寺が書入地を出し、長蔵は善徳寺宛に受取一札を出して毎会一分ずつの返金を約束した。書入地のない小作農が親方・地主の保證で加入した例と考えられる。

農村では農外収入の機会が多かつた。縮生産集荷の在郷町十日町と周辺地区も同じであつた。弘化二年中条枝村地区の一五歳から六〇歳までの女性六〇八人は年間一人当り二反強を織り、天保年間上縮一反約一両であつた。⁽¹⁵⁾「やせかまど」では、片貝村（小千谷市）の女性は縮織りばかりして農作業が下手だから田植えには雇われないといつてゐる。

天保十一（嘉永五年）ころ中条村（十日町市）では、男、米つき・刈干刈・田草取り・雪掘りは一日二〇文、冬の屋内仕事八〇文。女は、夏冬とも一日六〇文である。⁽¹⁶⁾無高層にもそれなりの収入があつたのである。

頸城郡では近世後期、現在の吉川町・柿崎町から関東への酒造出稼人が多かったが、延享三年梶村で男女奉公人達が、農作業中に主家の屑米を盗んで売り、果物などを買うことを禁止した。⁽¹⁷⁾小作・下人などの穀類・農産物販売があったことを示唆している。

無田や零細高持が頼母子に参加しても、彼等は経済的には安定性が低い。そこで富裕な地主層に講への参加を求めて安定性の保証を獲得する。⁽¹⁸⁾文政元年中屋敷村（十日町市）忠兵衛親一人一〇両掛頼母子で、上新井村と山野田村の親類が引請人になることを講中が承知しなかった。忠兵衛は安政六年組頭で二石一斗余、また山野田村では村内高持は最高三石にすぎない。寄金額に対して彼等の資産では保証し得ないためである。結局山谷村酒井に親とは別に宿を頼むこととして成立した。宿は会場となり証文の保管をするのである。

嘉永四年の証文によれば、山谷村佳七始頼母子一分掛年三会の講と同人始頼母子二分掛年三会講では、鬮当人は前者では宿引受人酒井と講連中に宛てて、後者は酒井他二人に宛てて取金受取・返金約束証文を出した。佳七は酒井支配下の農民で、当時は無高か持高があつたとしても一石以下だと思われ、酒井の宿引受が必要であつた。

文政三年高島村（十日町市）源治郎始頼母子に酒井が一人前加入してくれたことに源治郎は礼を言っている。酒井の参加は、この頼母子の信用を高めたのである。

魚沼郡中条村謙助もすくなくとも自村内に数十石以上の田畑を持つ地主であるが、慶応元年同村市郎右衛門二分一朱掛月寄講と文久二年同村辰之助頼母子一両二分掛の鬮当取金の引当証文の宛名はどちらも「御連中様
中条謙助殿」となつていて、謙助が講の保証人であつた。

頸城郡でも国田村（吉川町）善徳寺は、享和二年田中村一分講に二人前加入して信用を与えている。善徳寺は安永年間に創立された寺院であるが、寛政・享和年間には周辺村々に一〇〇石以上の高を持ち、それ以後持高は増加し続

け、嘉永七年四九村（現在の上越市・安塚町・柿崎町・吉川町・浦川原村・三和村・頸城村）に合計一六四五石余の石高を持つていた大地主であったが、享和二年頸城郡北部一帯（現上越市・頸城村・大潟町・吉川町・柿崎町）に加入者の存在する二両講三、一両講三、二分講二、一分講二、枕講一の合計一一の頼母子講に参加していた。

魚沼郡小出島村の大肝煎井口家は享保一八〇二〇年に頼母子二二に参加していた。

魚沼郡山谷村（十日町市）酒井家は、安政六年山谷村高二〇三石の内に六五石、その他山谷組二〇か村中に合計九三石余、周辺村々にもこの外に石高を持つと推定され、桑名藩領山谷組大肝煎であり、金貸しをし時に縮商いに手を出し、一八世紀後半には分家に、二〇〇両・三〇〇両を与えたこともある資産家である。⁽¹⁹⁾ 酒井家に金を預けたり借入地を借りたりする豊後屋宇源太は十日町の親類で縮商人である。酒井は十日町治右衛門とは重縁の親戚で、酒井始頼母子や他の出入商人・庄屋などの親母子五つで、相互に掛金を出したり借入れ地を貸し合つたりの入り組みが合つたので、文政二年両家の頼母子に関する金銭関係を整理した。今まで見たごとく酒井は様々な形で当地域の大小の頼母子に関係を持っていた。酒井の関わる頼母子に関わる農民達は、また他の頼母子に関わる。酒井はまた、十日町の富裕な商人や現在の堀之内町・大和町・六日町・塩沢町・川西町・津南町・松之山町などの大肝煎・富裕な庄屋・重立ちなどと大きな頼母子を結んでいた。かくして小さい頼母子から大は二〇両掛三〇両掛のものまで、多数の頼母子が複雑に連鎖し合つてその間に金銭が流れ、大小の農民達の資金融通・蓄財・利殖に利用されていた。⁽²¹⁾

③頼母子の抵当

ア. 土地借入

農村の頼母子は、もともと信頼に基づいた相互扶助救済が目的であったので、取金を得ても講に抵当を出さなかつ

たようである。⁽²²⁾ 両郡とも享保年間のもは、ほとんどのものが返済期限を約束するのみで証文に抵当の記載がない。頼母子が普及し始める宝暦明和ころから、参加者も広く何か村にもわたり信用が不安になったので、鬮金引取人は満会まで講へ抵当を入れるのが普通となった。⁽²³⁾

文化四年頸城郡郡赤沢村茂右衛門頼母子には「鬮当り候節ハ、親江書入證文を相渡金子請取可申候」「一、鬮当り候御方者、講金ニ応居懸高(居村持高)書入、村役三判加判證文ヲ以相向候ハバ鬮金引替相渡可申事」と明確に定め
てある。

書入地の評価は、その村の質入地値段決定と同じ方法で行われ、小作入立米からその田畑の貢租諸役分を差引いた地主徳米を貸金利息率で除した額になる。⁽²⁴⁾ したがって資金融通利殖型頼母子の盛行は、享保以後の村内各耕地の徳米評価の安定固定化および村内質地相場固定化と相応しているといえる。寛政九年黒井村(大潟町)本敬寺一両掛講は、書入証文について、取金高「金一両二付徳米一斗五升之積を以、田地證文役印相揃親元へ相渡、金子請取可被申事」と明記してある。これは米相場の変動による土地評価額決定の際の紛議を避けるためであろう。ただこのような文書が他に見られないところをみると、米相場との関係は大体決まっていたようである。これはまた徳米が村内周知のものであることを示す。

書入地は、抵当とする田畑や石高を金借人が保持して置き、借金の返済が不能になった場合に現物または換金して金主に渡す。金主の優先権はない。

書入の宛名は講連中と宿が普通だが、資産が充分でない者が発起人で、地主などの信用で成立した場合は、発起人(親)ではなく地主などの宛名になっていることもある。

文政十四年高原田村(川西町)高橋芳左衛門が上野村善右衛門頼母子に当たったが、経済的信用がなく自分の田を書

入れても金は貰えなかつたので、酒井が小泉村に懸持していた田地二五〇束刈をかわりに書入れしてもらいようやく取金二四両を得た。返金は高橋がする約束で、滞つたら高橋の田を売って払う約束になっていた。

イ、土地の質入

頼母子の圖当取金を得た後、以後掛返金を払う抵当として土地を質入れることは魚沼郡ではほとんどみられない。頸城平野の中部から西部、旧高田市・三和村には、書入ではなく質地を入れた場合がある。つぎは普通の書入証文の例である。

借用申金子之事

一、金六拾両也

此引宛高五石也

此反別

田八百五拾束刈

字後田

右者、池部村宅右衛門殿発起頼母子圖金書面ノ通り儘ニ請取借用申所実正ニ御座候、然上ハ来ル卯秋講方未ノ秋講迄九会々々年ニ春秋両度講毎ニ金三兩ツ、無遅滞懸返し可申候、万一懸金相滞候ハ、金高三応し満講迄質地證文認メ相渡可申候、為後日庄屋加判を以一札仍而如件

飯田村

天保二卯年四月

借用人 庄右衛門

㊦

庄屋

加判人 重左衛門

㊦

頼母子

御連中江(上越市戸野目 保坂家文書)

鬮金六〇両を得た庄右衛門はこの田を引当とし毎会掛返金を払うことを約束し、もし返金が滞ったら、残金高を見て右の土地の中から相応の質地証文に作り直し、質地の徳米をもって返金していくものである。

同じ宅右衛門頼母子で、文政十年小猿屋村(上越市)専蔵は六〇両を受取り、高一〇石を質にいでて、その土地の作徳をもつて掛返金三両ずつ払う形を取った。払わない場合には、請人がこの質地をもつて払うことになる。宛名は講連中ではなく、講に加入していた地主保坂家である。掛返金を払わない場合に確実に引当地を確得できるように質地という形にしたが、当地域の質地証文に一般的に見られる「年季中質取入が貢租諸役を納める」という文言がないのは、納税権移管を明記すると返済が年季後長期に及んだ場合請戻が難しくなるのを避けたものであろう。

ウ. 加質地

頼母子との関係で発達した地方的慣行が加質地である。加質地証文は、信濃川の河岸段丘地帯の魚沼郡妻有地方、とくに十日町市・中里村の信濃側右岸に多数あり、中里村の清津川北方では頼母子で鬮当取金を受け取る時は必ず加質地証文を出すことになっている。それ以外では北魚沼郡小出町でも多数発見されている。十日町市でも酒井家のある信濃川西側にはほとんどない。ただし酒井家が北魚沼郡堀之内町と南魚沼郡六日町の土地を頼母子の抵当に取ったときは加質地証文だったので、両町地域でもあったと考えられる。右の地域でも、頼母子以外の一般の土地質入は普通の年季質地証文であるが、まれに一般の土地質入れの場合にも加質地証文のことがある。

添書一札之事

一、金三拾九両也

右者、中深見村要二郎所持之田地加質いたし、儲ニ借用仕候處、実正也、但シ返金之儀者下一日市村豊二郎方、年等満会迄無相違返金可致候、万一差支候節者、右要二郎書入田地ニ才判いたし、御連中様へ少も御禍害相懸申ましく候、為念如件

下一日市

返金人

豊二郎 ㊦

文政十三年

寅六月七日

中深見村要二郎代

重地

元貞

土倉

半右衛門殿

頼母子宿

倉下

吉左衛門殿

土倉

与左衛門殿 (中里村山田孝藏家文書)

豊二郎が要二郎の田地を借りて加質地とした。書入田地と記している。小出町で加質地証文の端裏書に書入証文とあるので、書入の一形態と考えられていたのであろう。

加質地金子借用利米證文之事

一金壹兩壹分貳朱 但文字金

此加質地

古高貳斗五升 但 上干溝本田高辻之内 私所持之分

此利米貳斗 年々相渡可申定

右者、私儀当戌御年貢金並年々御收納方借用ニ差詰、書面之地所質地ニ相立金壹兩壹分貳朱其許方儲ニ借用仕当御上納並同借用共相濟申処実正也、依之本金皆濟不申内者、右加質地私方ニ預リ受小作いたし御年貢御收納村入用共私引受相勤殘德米貳斗ツ、毎年十月中無相違相濟可申、万一壹ヶ年茂德米相滞候ハ、此證文本質地證文ニ認直し地所無相違相渡可申候間、何方江成り共其許勝手次第入小作可被成、其節違乱申間敷候、此證文之儀者本金皆濟不申内者年来相用置候間、後年貸方きいん等被仰出候共、右加質地者預り小作地ニ御座候間、聊御損分等相懸ケ申間敷候、為後日加質地金子借用利米證文請人連印仍而如件

加質地金子借用人

田沢村枝郷

上干溝

吉左衛門



同所受人

与左衛門



右同断

文政九戌年十二月

不動院 ㊦

加判

庄屋 利兵衛 ㊦

如来寺

市助殿 (中里村 樋口和一家文書)

これは頼母子とは直接関係ない加質地証文である。このように詳細な文面の加質地証文は筆者はまだ数通しかみていない。

金一兩一分二朱を借りて、高二斗五升の田地を加質地に出し、元金を皆済しない間は金借人の方で預かり受小作をし諸貢租村入用は納める。残り徳米二斗すなわち借金の利米を毎年納める。もし一年でも徳米を滞納したら本質地証文に仕直して土地を渡すのでどこへ小作に出されても構わない。この証文は元金を皆済しない内はこのまゝ、用い有効である。これは預り小作地であるから、棄捐令が出ても損分はかけない

利息を滞納したら本証文に書き替るといふが、本(質地)証文は年季中の年貢諸役納入義務(権利)を金主側に渡すものである。この証文は、金借人が小作すると同時に年貢諸役納入権をも預かって置くものである。魚沼郡は村の規制がつよく質流れ禁止や請戻権⁽²⁵⁾がみられるが、次第に質取人と元地主の所有権をめぐる争いが激しくなっていた。頼母子の抵当が長期間で問題が起り易いので、一応質地として金主の優先弁済権はつよめるが年貢納入権は元地主が預かり、返済不履行の場合は直ちに質地証文に切換えたのである。

ここは信濃川河岸段丘の複雑な地形であり、縄延びが非常に多い、石高に対して入立米が上まわる例もあり、村外地主と小作人の間で、土地の境界・石高・入立米などの争いが頻発している。村の団結力も強く、村全体で村外地主

の入立米納入拒否や減免の争いも起している。⁽²⁶⁾ 書入れでは、地主が破産して分散するときに金主が充分な田地を得られないことがあり、質地だと長期になると紛争が起り易い。そこで、金主の立場を考え、金借人の請戻権も考慮して加質地という慣行が出来たのであろう。

頸城郡では、十八世紀後半には各田地について村内で地主作徳分・耕作者取分、さらには差配取分も確定して行く。⁽²⁷⁾ このように、生産高の中で各取分が明確であり、請戻権の問題とは別に扱われたので加質地のような慣行は生じなかった。

四、おわりに

越後南部農村の頼母子講史料は十八世紀末から増加し、文化文政期には激増する。この頃には、大肝煎・地主層の頼母子から無高層の参加するものまで大小多数があつた。上層農民は、無高あるいは小高持農民の頼母子の宿になり、講員として加入したり、小作や分家に書入地を提供したりして援助をした。大小の頼母子は互に連鎖し、全体として金融の流れが成立していた。上層農民も下層農民も、それぞれの立場で頼母子を金融や蓄財に利用し農業経営維持に役立て易い形になっていた。

豪雪地で耕地条件が悪く経営規模の小さい魚沼郡では、頼母子の構造の改変は満会まで行わず、安定継続を原則としていた。さらに加質地という慣行も生み出して、金融に役立てた。頸城郡では、生産力も高く魚沼郡と比較すると、富裕な上層農が資金を得ることに比重が置かれていた。

村を越えて結成される頼母子の盛行は、近世後期の農業生産力の安定とともに、水田収穫高の中から、地主徳分・耕作者取分、頸城郡ではさらに差配取分が村内で固定評価されるようになったこと、またそれとともに農村生活・農業生産への商品経済の影響が激しくなつて来たことなどが要因であろう。

頼母子が農家の家産・家業維持に寄与したことは、状況としては明らかにすることは出来たが、具体的にどのような程度寄与したかについての分析は出来なかつた。また、農業経営をめぐる、村内外の物資・金・人の流れを分析し、頼母子のような農民金融が農業経営の構造と農業経営意識とにいかに関わるかを説明することも今後の問題として残っている。このような問題に取り組むことが、村と各経営と農業生産・農外余業とに関わる問題、たとえば割地制の消滅の原因や地主制の割地制との関係などを説明していく一助となることを期待している。

使用史料は、魚沼郡については、十日町市川西町は十日町市史編纂室収集史料、中里村は中里村史編纂室収集史料、小出町湯之谷村は小出町史編纂室収集史料、頸城郡については吉川町柿崎町大潟町上越市等は吉川町史編纂室収集史料、三和村は三和村史編纂室収集史料を用いた。その他特記したものは個人所蔵史料を用いた。

註

七八五頁。

- (1) 森嘉兵衛『無尽金融史論(森嘉兵衛著作集第二卷)』一九〇九頁。
(4) 森嘉兵衛前掲書、一一七―一三一頁。
(5) 「やせかまど」『日本農書全集第三十六卷』二九六―二九九頁。

- (2) 森嘉兵衛前掲書八頁。原島陽一「頼母子と無尽」『講座「日本風俗史」』8頁。
(6) 森嘉兵衛前掲書二二二―二三八頁。

- (3) 新城常三「新稿社寺参詣の社会経済史的研究」七七六―七七七頁。
(7) 同右 一六二頁。

- (8) 大藤修『近世農民と家・村・国家』六一〜八七、一九七〜二七四頁。
- (9) 森嘉兵衛前掲書一九三〜一九六頁。原島陽一前掲論文。
- (10) 森嘉兵衛前掲書三一〜三三頁。
- (11) 同右 一〇四〜一〇七頁。
- (12) 同右 二〇二〜二四頁。
- (13) 桜井徳太郎『講集團の研究(桜井徳太郎・著作集I)』一
九〜四三、三九〇〜四三三頁。
- (14) 原島陽一前掲論文。
- (15) 『十日町市史通史編2近世二』二九六〜二九七頁。
- (16) 『十日町市史通史編3近世二』三三三頁。
- (17) 『吉川町史資料集I・IV』
- (18) 森嘉兵衛前掲書一四〇頁。
- (19) 『十日町市史通史編2近世二』一一三〜一一九頁。
- (20) 同右、三三三〜三四〇頁。
- (21) 近世後期の農村無尽金融は商工業資金の無尽に支配され
るといふ(森嘉兵衛前掲書四章五、六節)が、当地方では
大小の頼母子は連携補完し合っている。
- (22) 森嘉兵衛前掲書一五八頁。
- (23) 同右 一六一〜一六二頁。
- (24) 中山清『近世大地主制の成立と展開』二四九頁。
- (25) 中山清前掲書二七八頁。『十日町市史通史編2近世二』五
四六頁。
- (26) 『十日町市史通史編3近世二』二八〜三〇頁。
- (27) 拙稿『近世越後南部の懸持地主と差配』『信濃第50巻第10
号』『吉川町史第一巻』六八四〜六八六頁。
- 中山清氏は、「農民層が少数大高持と圧倒的多数零細高
持・無高に両極分化し」「多数下層内部の階層分化が地主
小作関係の下に中小作(又小作)関係を生み出している」
「大地主が大規模小作農(旧地主) 差配人と一括小作
契約を結び、若干の中小作間米取得を黙認しつつスムー
スな小作米取得をはかるといふ経営上の対応が存在した」
とのべている(中山清前掲書二七一〜二七二)。生産関係
のとらえ方としては同意できるが、中山氏は、大地主―
差配・又小作―下小作の関係を地主徳米・又小作間米を
通じての支配関係を強くみるのに対して、筆者は頸城郡
におけるその三者の関係は、村を媒介としての生産・分
配・流通・生活面での相互依存・均衡的面が強いと考え
ている。

